

障障発 0630 第 1 号
こ支障 第 184 号
令和 8 年 6 月 30 日

各
〔
都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市
〕

障害保健福祉・児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
こども家庭庁支援局障害児支援課長
（公 印 省 略）

「障害福祉サービス事業者等の指定のガイドライン」の作成について

障害保健福祉行政の推進につきまして、日頃より御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

障害福祉サービス等の事業においては、近年様々な形態の事業者が参入してきており、事業所数の増加により利用者の選択肢が拡大しているものの、一部の事業者において法令遵守意識の欠如や、利用者に対する不適切な支援、さらには不正請求による指定取消等の行政処分事例がみられ、サービスの質の確保が極めて重要な課題となっています。

また、事業者指定に関連する制度としては、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が一部の障害福祉サービス等について、障害福祉計画・障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき等には、事業所等の指定をしないことができる仕組み（いわゆる総量規制）があり、令和 6 年 4 月からは、地域のニーズに応じたサービス提供体制の確保を図ることを目的に、都道府県等が行う事業者指定及び指定更新に対し市区町村が関与できる仕組み（意見申出制度）が創設され、一部の自治体においてご活用いただいているところです。

今般、障害福祉サービス等の質の確保・向上に向けて、事業者指定事務の運用や関連制度の活用等について体系的にまとめたガイドラインを別紙 1 及び 2 のとおり作成しましたので、本ガイドラインを踏まえ、必要な対応を行っていただくとともに、管内市区町村に対し周知いただきますようお願い申し上げます。

また、本ガイドライン p. 4 に記載のとおり、障害福祉サービス等の運営に当たっては、障害児者支援や障害福祉制度等といった障害福祉サービスの円滑な運営のための知識が必要不可欠ですが、「特段の知識等がなくとも事業所の運営は可能であり、高収益が実現できる」等の謳い文句により、障害福祉サービス等の指定申請の意向がある者に安易な事業所の開設を勧める等の不適切な行為を行っている者がいることを把握した場合には、ガイドラインの別添様式を参考に、厚生労働省及びこども家庭庁に対し情報提供をいただくようお願い申し上げます。

なお、本ガイドラインは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

(情報提供先)

厚生労働省 : shougai-fukushi@mhlw.go.jp

こども家庭庁 : shougaishien.hourei@cfa.go.jp

※情報提供をいただく際は、厚生労働省及びこども家庭庁の両方に送付をお願いします。

(掲載先)

- ・ 障害福祉サービス事業者等の指定のガイドライン
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_74046.html

(別添様式)

「指定希望者に安易な事業所の開設を勧める等の不適切な行為を行っている者」がいることを把握した場合等の情報共有のための様式

情報共有日 年 月 日

情報共有者 (都道府県・市町村名)

情報共有者の連絡先

番号	把握した日時	サービス類型	把握した内容
	(例) 2026年〇月〇日	(例) 共同生活援助	(例) ・指定希望者●社に確認したところ、コンサル会社やフランチャイズ元(社名がわかる場合には社名も)から、未経験者でも収益が上がる等の勧誘を受けていた ・コンサル会社▲が、指定希望者とともに審査に係る面談に同席したが、コンサル会社が発言することが多く、指定希望者はサービスの趣旨や内容を十分に理解していない様子だった ・コンサル会社▲が、指定希望者の代理として審査に係る面談対応をした
1			
2			
3			
4			
5			
6			

なお、些細と思われる情報や既知と思われる情報、直ちに不適切とは言い切れないが事業所運営にあたって懸念される状況等の情報であっても、積極的に情報提供いただきたい。